

災害時における緊急輸送等に関する協定運用要領

高知県（以下「県」という。）と高知県ハイヤー・タクシー協議会（以下「協議会」という。）は、「災害時における緊急輸送等に関する協定書」（平成 21 年 12 月 11 日締結、以下「協定」という。）に基づき、次のとおり運用方法を定めるものとする。

（緊急輸送の対象と根拠法令等）

第 1 条 協定第 2 に掲げる緊急輸送等の対象の具体例は次のとおりとする。

- (1) 「災害に伴う傷病者の輸送」とは、道路交通法施行令第 13 条に定める救急車等の緊急自動車の不足等に対応するために、災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号に定める車両により、県及び市町村等が災害現場から医療機関までの緊急輸送などを行う場合をいう。
- (2) 「応急対策に必要な人員及び機材の輸送」とは、災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号に定める車両により県又は市町村の職員及びそのために必要な機材などを輸送する場合をいう。
- (3) 「災害の状況、被害情報の収集」とは、協議会の会員（以下「会員」という。）が、自ら又は県（市町村から県経由含む）からの依頼により、災害の状況や被害情報を収集する場合をいう。

（要請及び出動）

第 2 条 協定第 3 による県からの要請は、**別紙様式 1** で行い、また、市町村から県に要請する場合は、**別紙様式 2** で行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出することができるものとする。

- 2 県及び市町村は、前項により要請し、内容を整理する必要がある場合は、**別紙様式 3** に記載するものとする。
- 3 協議会は、協定第 4 により会員を出動させるに当たっては、その安全が確保させられると考えられる状況において、かつ、出動の可能な範囲で行うものとする。その結果、協議会が出動できないと判断した時は、県に連絡するものとする。

（報告）

第 3 条 協定第 5 による報告は、災害の状況や被害情報を提供する場合は、会員が情報を収集後、**別紙様式 4** により直ちに県及び協議会に報告するものとする。

- 2 前項以外の場合は、協議会から緊急輸送の終了後、**別紙様式 5** により速やかに県に報告するものとする。

（支払費用）

第 4 条 協定第 6 に基づき県が会員に支払う費用は、出動した会員が出庫した時から、当該出動において最終の搬送を完了した時までを対象とし、各会員

が認可を受けた料金とする。

ただし、第1条第3号で、県からの要請によらず、会員自ら県に情報を提供する場合は、支払いの対象外とする。

(費用の請求及び支払)

第5条 費用の請求は、会員から協議会を経由して県に、別紙様式6により行うものとする。

2 県は、会員から請求があった場合、第3条の報告書等で内容を確認のうえ、できる限り速やかに会員に費用を支払うものとする。

(連絡先及び連絡手段)

第6条 県から協議会への連絡は、協議会の事務局に連絡可能な場合は事務局に行い、また、連絡がつかない場合は、あらかじめ協議会が定めた各幹事会社に県から直接、FAXや電話など可能な手段で連絡し、各幹事会社から会員に連絡するものとする。

2 第1条第3号の会員からの情報提供や前項の連絡を行う際に、有線による通信が復旧していない場合は、最寄りの市町村役場、県土木事務所等の公的施設の通信手段などを活用して連絡するよう努めるものとする。

3 県及び協議会の連絡先は、随時更新するものとする。

(緊急通行車両の事前確認等)

第7条 会員は、「緊急通行車両の事前届出、確認手続等運用要領の制定について(例規)」(平成7年12月20日付け高交規発第517号等)に基づき、県と協議会で協議した車両を管轄の警察署に届出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとする。

2 前項による交付を受けた場合は、会員は、その緊急通行車両事前届出済証の写しを協議会に提出し、協議会から県に提出するものとする。

3 会員は、緊急通行車両に変更や廃止等があった場合は、前2項に準じて手続きを行うものとする。

4 会員は、災害発生時には、交通検問所等に緊急通行車両事前届出済証を提出し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を受け取るものとする。

(改訂)

第8条 この運営要領を改訂する場合は、県と協議会で協議のうえ、随時見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この運営要領に定める他の事項は、県と協議会で協議のうえ、適宜対応するものとする。

この運営要領は平成23年2月7日から施行する。